

確定申告のお知らせ

令和3年分所得税及び復興特別所得税と令和4年度の町道民税の確定申告の受付を2月16日（水）から3月15日（火）までの期間で、下記日程表のとおり行います。なお、所得税及び復興特別所得税の納期限は3月15日（火）、消費税及び地方消費税の納期限は3月31日（木）となっていますので、忘れずに申告をお願いします。

次の「申告を必要としない方」を除き、課税となるか否かを問わず申告が必要です。特に、国民健康保険加入者が申告を行わない場合、税額の軽減を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

なお、今年も確定申告書に個人番号の記載と確認書類が必要となります。

<申告日程表> 平日8時30分から15時まで ※土・日・祝除く

月	日	地区別	会場	月	日	地区別	会場
2月	16日（水）	釜谷	釜谷ゆうなぎ館	3月	1日（火）	南本町	役場
	17日（木）	泉沢	泉沢生活改善センター		2日（水）	新道	
	18日（金）	札苅・幸連	札苅みらい館 21		3日（木）	新栄町	
	21日（月）	大平・港町・前浜	役場		4日（金）		
	22日（火）				7日（月）	佐女川	
	24日（木）				下町・中央		
	25日（金）	寿町・上町			9日（水）	中野・鶴岡	
		朝日町・いさりび団地			10日（木）	大川・建川・瓜谷	
28日（月）	睦会・緑町	11日（金）			全町		
	花園・曙町	～15日（火）					

税務署での申告が必要な方

- 青色申告の方
- 土地、建物、株式などの譲渡所得や損失を申告する方
- 山林所得、配当所得のある方
- 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方



申告を必要としない方

1. 勤務先で年末調整を受けた方で、控除に変更がない方。ただし、年末調整をしていない給与収入がある方や複数の事業所から給与を受給している方は、必ず申告が必要です。
 2. 税務署やe-Tax（インターネット電子申告）、税理士の関与により所得税の確定申告を済ませた方
 3. 年金以外の収入が無く、年金から源泉所得税が天引きされていない方で、次のどちらかに該当する方
 - ア. 昭和32年1月1日以前生まれ（65歳以上）の方で、年金収入の合計が148万円以下の方
 - イ. 昭和32年1月2日以降生まれ（65歳未満）の方で、年金収入の合計が98万円以下の方
- ※上記の方や収入の無い方は、申告の必要がありませんが、役場税務課までお電話ください

申告にもってくるもの

- 申請者の個人番号（マイナンバー）カードの写し又は、通知カードと顔写真身分証明書の写し
 - 給与所得や公的年金の源泉徴収票（私的年金等の場合は支払金額がわかるもの）
 - 振込先口座のわかるもの（所得税が還付となる方）
- ※下記控除に関する書類は対象となる方のみ必要となります。
- 社会保険料（国民年金保険料など）控除証明書
 - 社会保険等の任意継続保険料領収書
 - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - 医療費控除明細書（※役場税務課窓口にて配布いたしますので必要な方はお越しください。）
 - 医療費通知（医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で必要な6項目が記載されたもの）
 - 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書（健康管理センター発行のもの）

～税務課からのお知らせ～

申告や各種証明書の発行などで、やむを得ない理由により役場開庁時間帯に来庁できない場合、事前にご連絡いただければ、閉庁後でも対応します。また、申告書の提出や証明書の発行は郵送でも可能です。

- お問い合わせ ・ 所得税や消費税に関すること 函館税務署 ☎0138-31-3171
- ・ 町道民税に関すること 税務課税務グループ ☎01392-2-3131